

## 保険料納付は口座振替が便利でお得!

平成26年度 国民年金保険料 (月額) 15,250円



月々の口座振替に早割制度があります。

**早割利用で月額50円割引!** (早割=納付期限より1ヵ月早く口座振替)

初めて口座振替を申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2ヵ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

### 【口座振替で毎月納付】

|         |         |
|---------|---------|
| 12月分保険料 | 1月分保険料  |
| 15,250円 | 15,250円 |

翌月末  
引き落とし

### 【口座振替を早割にすると】※1月分からの場合

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 12月分保険料 | 1月分保険料  | 2月分保険料  |
| 15,250円 | 15,200円 | 15,200円 |

2ヵ月分  
引き落とし

当月末  
引き落とし

※口座振替は月末引き落としです。月末が休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。

◆今まで口座振替していた方も 早割 に変更する場合には手続きが必要です。また、早割制度は随時お申し込みいただけます。

◆お申込み後、口座振替が開始されるまでに2ヵ月程度かかります。

## 後納制度 (国民年金保険料の納付期限の延長) は平成27年9月30日まで!!

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の保険料を納めることができる後納制度が始まりました。

ただし、老齢基礎年金を受給している方、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を有している方は対象となりません。

- ★ 将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。
- ★ 3年度以上さかのぼって保険料を納付する際には、加算金がつきます。
- ★ ご自身の年金記録については、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

※ 後納制度による納付をするためには事前にお申し込みいただき、審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合があります。

後納制度は平成27年9月末まで!!

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル TEL 0570-011-050 (050または070から始まる電話でおかけになる場合は、TEL 03-6731-2015)

または、コザ年金事務所 TEL 933-3437

※お電話は自動音声案内となっています。案内に従って番号を押してください。



## 知って納得!

## 国民年金特集

### あなたは 大丈夫? 年金受給には25年の資格期間が必要です!

老齢基礎年金を受給するためには、国民年金納付、免除等(納付猶予・学生納付特例含む)、厚生年金、カラ期間 など合わせて原則25年(300月)の資格期間が必要です。

国民年金納付 + 免除等 + 厚生年金等 + カラ期間 = **25年**

あなたの記録はどうですか?



### カラ期間とは?

- ・日本人で海外に住んでいた期間
- ・昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金に加入していた期間
- ・平成3年3月以前に学生(夜間制、通信制を除く)であった期間 など

※受給資格期間が25年未満であれば、受給できません。(ただし、厚生年金特例あり)  
※老齢基礎年金を満額で受給するためには、40年間(480月)の納付が必要です。

- 60歳までに年金の受給資格期間(25年=300月)が足りない場合は、65歳まで年金に加入して保険料を納めることができます。(昭和40年4月1日以前生まれの人は、70歳まで加入可)
- 60歳までに受給資格期間を満たしていても、未納期間や免除期間がある場合は65歳まで納めて年金額を増やすことができます。(条件などにより65歳まで納めることができない場合あり)

## 納付が困難な場合は 免除制度 があります!

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や、障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう。(所得制限あり)

1. 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人
2. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
3. 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人
4. 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めることが困難な人
5. 厚生労働省が指定する学校の学生ではない人
6. 失業により、保険料を納めることが困難な人

### ～免除の対象となる人～

※6の場合は、雇用保険の「離職票」などが必要になります。詳しくは年金係までご相談ください。



### 免除の種類

| 免除の種類  |        | 月額保険料(平成26年度) |
|--------|--------|---------------|
| 全額免除   | 納付なし   | 納付なし          |
| 4分の3免除 | 4分の1納付 | 3,810円 納付     |
| 半額免除   | 半額納付   | 7,630円 納付     |
| 4分の1免除 | 4分の3納付 | 11,440円 納付    |
| 全額納付   | 全額納付   | 15,250円 納付    |

### ～保険料の納め忘れにご注意ください!～

※免除が承認されても、全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。